

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあつては直近の修正年月日）	令和 5 年 6 月 1 日	
個人情報ファイルの名称	保育士登録簿ファイル	
実施機関等の名称	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	未来創生文化部こども未来局 こどもまんなか政策課	
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士登録の資格管理のため ・ 保育士等キャリアアップ研修修了証発行事務に係る本人の資格審査のために利用する。 	
記録項目	1 資格登録番号、2 資格登録年月日、3 氏名（旧姓/通称名含む）4 生年月日、5 性別、6 本籍、7 資格要件、8 資格要件発生年月（指定保育士養成施設卒業又は保育士試験合格年月）、9 資格登録の訂正等に係る事項	
記録範囲	保育士登録を行った者	
記録情報の収集方法	保育士登録の申請者による申請	
要配慮個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> 含まれる <input type="checkbox"/> 含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 徳島県 未来創生文化部 こども未来局 こどもまんなか政策課	
	(所在地) 〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

個人情報ファイル簿

作成年月日 (修正した場合にあつては直近の修正年月日)	令和 5 年 6 月 1 日	
個人情報ファイルの名称	保育士キャリアアップ研修修了者名簿	
実施機関等の名称	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	徳島県未来創生文化部 子ども未来局 子どもまんなか政策課	
個人情報ファイルの利用目的	保育士キャリアアップ研修修了証発行のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 保育士登録番号、4 勤務先	
記録範囲	保育士キャリアアップ研修を修了した者	
記録情報の収集方法	研修受講申込書	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる <input checked="" type="checkbox"/> 含まれない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 徳島県未来創生文化部 子ども未来局 子どもまんなか政策課	
	(所在地) 徳島市万代町 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 徳島県 未来創生文化部 子ども未来局 子どもまんなか政策課 (所在地) 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地	

行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) — (行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあつては直近の修正年月日）	令和 5 年 6 月 1 日	
個人情報ファイルの名称	受胎調節実地指導員の指定等に関する事務	
実施機関等の名称	徳島県	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	未来創生文化部こども未来局 こどもまんなか政策課	
個人情報ファイルの利用目的	母体の生命健康を保護することを目的として、女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導を行う者の指定等を行う。	
記録項目	1. 識別符号、2. 氏名、3. 生年月日・年齢 4. 住所・電話番号、5. 国籍・本籍（都道府県名のみ） 6. 資格・免許	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人、他の官公庁	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる <input checked="" type="checkbox"/> 含まれない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）徳島県未来創生文化部こども未来局 こどもまんなか政策課	
	（所在地）徳島市万代町 1 丁目 1 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	

行政機関等匿名加工情報の提案	(名称) -
を受ける組織の名称及び所在地	(所在地) -
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) - (行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) - (所在地) -
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあっては直近の修正年月日）	令和 5 年 6 月 1 日	
個人情報ファイルの名称	徳島県立保育専門学院 学籍管理ファイル	
実施機関等の名称	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	未来創生文化部 こども未来局 こどもまんなか政策課	
個人情報ファイルの利用目的	成績証明書、卒業証明書、資格証明書等を発行する。	
記録項目	1 個人識別番号、2 氏名、3 生年月日、4 本籍、5 住所、6 学歴、7 成績・評価、8 身体状況	
記録範囲	徳島県立保育専門学院を卒業した者（昭和 27 年度から平成 15 年度まで）	
記録情報の収集方法	徳島県立保育専門学院が作成した卒業者の学籍簿	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる <input checked="" type="checkbox"/> 含まれない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 徳島県 未来創生文化部 こども未来局 こどもまんなか政策課	
	(所在地) 〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案	(名称) -	
を受ける組織の名称及び所在地	(所在地) -	
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) -	

	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) - (所在地) -
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-